



## 美容医療でクーリング・オフが可能なケースも！

### 事例 1

【事例】（国民生活センターホームページより）

① 1 年前に医療脱毛を契約したが、契約期間について説明はなく、契約書も渡されなかった。突然期限切れだと言われて納得できない。



### 事例 2

【事例】（国民生活センターホームページより）

② クリニックのシミ取り施術を契約したが、痛みを感じて怖いので中途解約したい。

### 解説

これまで、「美容医療サービス」では、契約時に書面が渡されず、契約期間や契約内容の重要な点について十分認識することなく契約し、施術内容でトラブルになった場合、言った言わないの争いになることがありました。また契約後はクリニックが一切解約を認めないことによるトラブルも発生していました。

そこで特定商取引法が改正され（2017 年 12 月 1 日施行）、「美容医療サービス」も法律の規制を受けることになり、提供期間 1 カ月支払総額 5 万円を超える契約では、概要書面・契約書面の交付が義務づけられました。また書面受領日から 8 日間はクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間経過後も中途解約ができるようになりました。迷惑勧誘などや誇大広告も禁止され、契約に際して不実告知や故意の事実不告知も禁止となり、このような勧誘をうけて結んだ契約は取り消すことができます。

法律の対象となる美容医療のサービスは以下のものです。

- ① 脱毛：光の照射又は糸を通じて電気を流すことによる方法
- ② にきび、シミ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化：光もしくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ③ 皮膚のしわ又はたるみの症状が軽減：薬剤の使用又は糸の挿入による方法
- ④ 脂肪の減少：光もしくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ⑤ 歯牙の漂白：歯牙の漂白剤の塗布による方法



「美容医療サービス」を受ける際には、クリニックのホームページの記載だけで判断せず、効果や料金、リスク等の複数の情報を集めましょう。契約前には書面で契約内容を確認し、納得できるまで医師から説明を受けましょう。即日施術を勧めたり、本来保険適用となるのに、高額な自由診療の施術を強く勧める等、問題のある勧誘をするクリニックとは契約しないようにしましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）